

第 67 回フォーラム 21 例会報告

■ 日時：平成 27 年 6 月 18 日（木） 17:00～20:00

■ 会場：鹿島建設(株)中部支社 12 階会議室

■ スケジュール

① 講演会「電力システム改革と今後の展望」 17:00～18:00

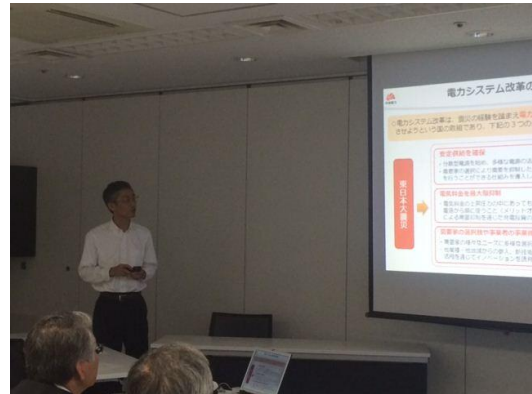
講演者：中部電力(株) お客さま本部 配電業務グループ 齊藤 肇 様

② ライトパーティ 18:00～20:00

■ 参加者：28 名（内、学生 8 名）

■ 内容：

- ・ 今回の電力システム改革議論の契機は、東日本大震災であり、個人的には特に東京における計画停電の影響と考えている。
- ・ 電力システム改革の目的は、①安定供給、②電力料金抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大
- ・ 電力システム改革は、3 段階で進められる。
 - ①電力広域的運営推進機関の設立、
 - ②小売全面自由化、③送配電部門の法的分離
- ・ 電力広域的運営推進機関の役割
 - ①広域的観点から必要となる連系線等の計画、②需給バランス調整(周波数調整維持)、
 - ③受給逼迫時の対策・指示、④系統情報の開示とアクセス検討の受付
- ・ 小売自由化は、2000 年から段階的に導入され、現在は 50 kW 以上の需要家が対象。（中部電力の販売電力量の約 2/3）
- ・ 小売全面自由化は、2016 年から実施される。これにより、電気事業は「発電事業者」「送配電事業者」「小売り電気事業者」に分類される。
- ・ 小売全面自由化により、多種多様な事業者が参入する。このため、多様な料金メニューやサービスが期待されており、また、事業者も自由に選択できるようになる。ただし、電気料金が下がるかどうかは不明。
- ・ 2014 年度末における新電力の届け出は 651 社。このうち、販売実績があるのは 68 社。



講師の齊藤様



例会の様子

- ・送配電部門の法的分離は、2020年から実施。一般送配電事業者（現在の電力会社の送配電部門）は、小売電気事業または発電事業との兼業はできない。
- ・一般送配電事業者は、最終保障サービスの提供義務、離島に対する供給義務を負う。
- ・一般配電事業者と需要者に契約関係はないため、停電時の問い合わせなどをどこに行うか、という問題がある。
- ・電力会社を切り替えるためには、スマートメータが設置されていなければならない。中部電力は、H27.7～H35.3で全数スマートメータに取り替える予定。
- ・電力システム改革の課題は、市場競争下で、十分な供給力の確保ができるか、という点である。これについては、小売事業者に対し、数年先の予備力を含めた供給力確保を義務付け、将来発電することのできる能力を小売事業者と送配電事業者が取引する容量市場の創設が検討されている。また、供給力不足を回避する最終手段として電源入札制度も検討されている。
- ・中部電力では、電力システム改革への対応として、東京電力との包括的アライアンス（JERAの設立）、一般家庭への新サービスの検討、組織のあり方に関する検討、などを実施している。

■ 感想

例会の前日に、改正電気事業法が可決されたこともあって参加者の関心は高く、活発に質疑応答が行われた。

講演では、電力システム改革の課題として、供給力不足への懸念が紹介され、小売事業者への規制の検討がされているということであった。もう一つの大きな課題に、エネルギーセキュリティの問題が考えられる。エネルギー自給率が極めて低い我が国において、一次エネルギーを多様化し、リスク分散を行うことは安全保障上、極めて重要と考える。しかし、市場メカニズムによって適切なエネルギーミックスが実現される可能性は小さいと思われる。そして、この実現のために発電事業者に規制を行っていくということであれば、我が国における電力自由化の自由度はさらに小さくなる。

様々な課題を抱える電力システム改革の動向を、今後も注視していきたい。

末筆ではありますが、お忙しい中、電力システム改革についてわかりやすく解説をいただきました、齊藤様に感謝申し上げます。

報告者 伊藤公一（トーエネック）



ライトパーティの様子